

令和4年10月4日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(行ウ)第9号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年7月5日

判 決

岡山県美作市

原 告 山 根 忠 弘

岡山県美作市栄町38番地2

被 告 美 作 市 長

萩 原 立 名

同訴訟代理人弁護士 小 寺 立 名

同指定代理人 山 下 宗 一 郎

主 文

1 被告は、美作市議会における会派「友和会」に対し、16万1292円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 被告は、美作市議会における会派「創造クラブ」に対し、13万7131円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを10分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、別紙一覧表の「相手方」欄記載の各相手方（以下、同別紙の「略称」

欄記載のとおりに称し、全ての相手方を併せて「本件各会派」と称する。）に対し、それぞれ、同別紙の「請求金額」欄記載の各金員、及びこれに対する平成2

5年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、美作市の住民である原告が、本件各会派が平成24年度に交付を受けた政務調査費の一部について違法な支出があり、同市は本件各会派に対して不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、その行使を違法に怠っていると主張して、同市の執行機関である被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件各会派に前記違法な支出相当額及びこれに対する平成25年5月1日（政務調査費を返還すべき日の翌日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による利息の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

### 1 関係法令の定め

(1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。）

#### 【100条】

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 美作市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）

#### 乙1)

#### 【趣旨（1条）】

この条例は、地方自治法100条14項及び15項の規定に基づき、美作市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会

における会派に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

#### 【交付対象（2条）】

政務調査費は、美作市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。  
5

#### 【交付額及び交付の方法（3条）】

1項 会派に対する政務調査費は、毎月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を交付する。

10 2項 政務調査費は、毎年4月及び10月（以下「交付月」という。）の2期に、それぞれ交付月以降の6月分を交付する。

#### 【使途基準（5条）】

会派は、政務調査費を別に定める使途基準（以下「本件使途基準」という。）に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。  
15

#### 【収支報告書の提出（7条）】

1項 政務調査費の交付を受けた会派の經理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

20 2項 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

#### 【政務調査費の返還（8条）】

政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。  
25

## 【収支報告書の保存及び閲覧（9条）】

1項 議長は、7条1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

### (3) 美作市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（乙2）

#### 【使途基準（5条）】

1項 本件条例5条に規定する政務調査費の使途基準（本件使途基準）は、別表第1に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとする。

2項 政務調査費は、別表第2に掲げる経費については、使用することできない。

10 別表第1（5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料等の購入に要する経費（書籍代、新聞購読料等）
広報費	会派の調査研究活動のために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が市民からの市政に対する要望、意見を吸収するための

	会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員（親族を除く）を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する費用（事務所の賃借料、維持管理費、事務機器購入費、リース代等）
その他経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2（5条関係）

項目（内容）
慶弔、お見舞い等の交際費的な経費
個人的な使途に充てる経費
政党費その他政党活動（研究会、研修会、機関紙発行等）に要する経費
後援会活動に要する経費
その他政務調査費の目的にそぐわない経費

2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

- ア 原告は、岡山県美作市の住民であり、被告は、同市の執行機関である。  
 イ 本件各会派は、いずれも平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における、美作市議会の会派である。

(2) 本件各会派への政務調査費の交付等

美作市は、本件各会派に対し、平成24年度の政務調査費として、別紙一覧表の「交付金額」欄記載の金員を交付した。本件各会派は、本件条例8条に基づき、同別紙の「残余の額」欄記載の金員を返還した（甲1）。

(3) 住民監査請求

原告は、平成30年1月29日、美作市監査委員に対し、被告が、平成24年度に本件各会派に交付した政務調査費に関する住民監査請求を行ったが、同委員は、これを却下した（甲1、2）。

### 3 争点

- 5 (1) 争点1（本件各会派による支出が本件使途基準に適合するか否か）
- (2) 争点2（本件各会派は悪意の受益者といえるか否か）

### 4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各会派による支出が本件使途基準に適合するか否か）について

10 (原告の主張)

別紙A、B、C、D、G、H、J及びK（以下「別紙査定表」という。）の各「否認額」欄記載の金額は、本件使途基準に反したものであり、本件条例8条に基づき返還されるべきである。各費用に関する具体的な主張は、同別紙の各「否認理由等」欄記載のとおりである。

15 (被告の主張)

別紙査定表の「被告の反論」欄記載のとおりである。

- (2) 争点2（本件各会派は悪意の受益者といえるか否か）について
- (原告の主張)

20 本件各会派は、政務調査費を返還すべき日の翌日である平成25年5月1日当時、悪意の受益者であったといえる。

(被告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（本件各会派による支出が本件使途基準に適合するか否か）について

25 (1) 地方自治法100条14項は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するた

め必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。そうすると、本件使途基準が調査研究費の内容として定める「調査研究に資するため必要な経費」とは、会派の議会活動の基礎となる調査研究に要する経費をいうものであり、会派としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして会派の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである（最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁）。

(2) 本件各会派による各支出に対する当裁判所の判断は、別紙査定表の「当裁判所の判断」欄記載のとおりであり、C会派による合計16万1292円の支出、及びH会派による合計13万7131円の支出については、調査研究活動との間に合理的関連性があるとは認められない。

## 2 争点2（本件各会派は悪意の受益者といえるか否か）について

(1) 原告は、C会派及びH会派は「悪意の受益者」（民法704条）に当たる旨主張する。しかし、悪意といえるためには、C会派及びH会派が「調査研究に資するため必要な経費」に該当しないことを知っていたといえることが必要となるところ、これは、前記のとおり調査研究活動との間に合理的関連性があるか否かという法的評価を要する。そうすると、C会派及びH会派が活動内容を認識していたことのみをもって悪意ということはできず、活動内容からして合理的関連性を有しないことが明らかである場合に限り、悪意と評価されるべきである。

(2) 本件についてみると、前記1(2)で合理的関連性がないとされたC会派及びH会派による活動内容は、合理的関連性を有しないことが明らかであると

まではいうことができず、C会派及びH会派が、平成25年5月1日当時、悪意であったと認めることはできない。もっとも、合理的関連性の有無は、最終的に裁判所の判断により決せられることからすれば、C会派及びH会派は、本判決確定日に悪意となると認められる。

5 (3) よって、C会派及びH会派は、前記1(2)の元金に対する、本判決確定日以降、平成29年法律第44号による改正後の民法所定の年3分の割合による利息の支払義務を負う。

#### 第4 結語

10 以上の次第で、原告の請求は、C会派に対する16万1292円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による利息、並びにH会派に対する13万7131円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による利息の支払請求をすることを被告に命じる限度において理由があるから認容し、その余の請求はいずれも棄却すべきであるから、主文のとおり判決する。

15

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 奥野寿則

20

裁判官 玉野勝則

25

裁判官 中村雅人

一覧表

\*表中の数字の単位は「円」

相手方	略称	交付金額 (a)	残余の額 (b)	支出額 (a-b)	請求金額	認容額
日本共産党	A会派	720,000	190,708	529,292	28,663	0
戦気	B会派	360,000	0	360,000	56,867	0
友和会	C会派	720,000	98,606	621,394	311,200	161,292
公明党美作市議団	D会派	720,000	54,879	665,121	221,754	0
緑政会	G会派	360,000	70,069	289,931	108,603	0
創造クラブ	H会派	1,080,000	0	1,080,000	528,950	137,131
八紘	J会派	360,000	299,720	60,280	24,250	0
希望	K会派	360,000	184,957	175,043	87,069	0
合計		4,680,000	898,939	3,781,061	1,367,356	298,423